

## サポートの内容

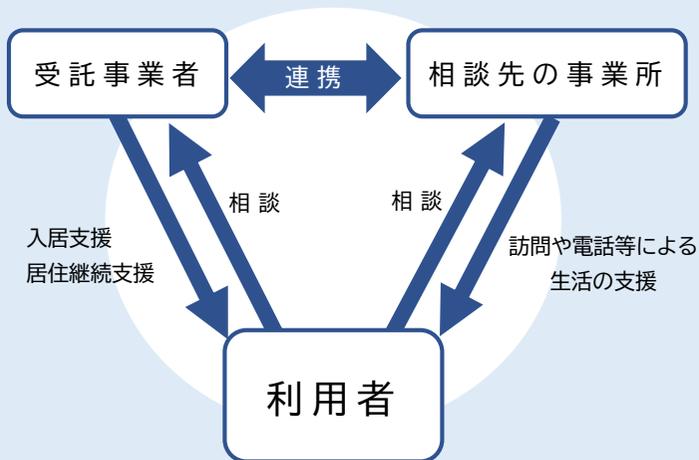
那覇市障がい者居住サポート事業受託事業者が以下の支援を行います。

### (1) 入居支援

希望する物件を探したり、物件の見学や契約をするときに同行することもできます。また入居保証や賃貸借契約に係る支援を行います。

### (2) 居住継続支援

居住を継続していくために必要な電話や訪問による見守り等の支援をします。(原則として、(1)の物件紹介サービスを利用し、入居した方が対象です)



## 利用できる方

- ・ 65歳未満で障がい者手帳をお持ちか、同等の障がいがある方
  - ・ 那覇市に住所がある方
  - ・ 家賃、入居費用(敷金や礼金等)を負担できる見込みのある方
- (※生活保護受給中の方は、保護課担当ケースワーカーに転居費用の支給検討が可能か確認してから申し込みください。)
- ・ 緊急連絡先を確保できる方

★その他障がい福祉に関する制度等については、下記のQRコードを読み込んでください。

(障がい福祉課の「障がい福祉のページ」へ行きます。)



本事業のお問い合わせ先  
那覇市役所障がい福祉課 相談グループ  
☎ (098)862-3275  
FAX (098)862-0621

事業利用の流れについて  
詳細は裏面へ



障がいがある方の

“家を借りたい”をお手伝い

「障がい者居住サポート事業」

ご案内



那覇市 障がい福祉課

令和4年5月 発行

令和8年1月 編集

# あなたの住まいをサポートします。

生活保護を受給中の方は、まず初めに保護課ケースワーカーにご相談ください。

## ①相談:以下の5カ所の事業所のうち1カ所選んで利用の相談

事業所の相談員が、住まいについての相談や居住サポート事業の説明を行います。

★住まい以外の困りごとの相談についても対応することができます。

### 相談支援事業所 ひかり

〒902-0804 那覇市首里石嶺町1-151-5

☎ (098)886-6688

FAX (098)885-2160

\*相談時間\*

月～金(祝日のぞく)、9:00～17:00

### 地域生活支援センター Enjoy(えんじょい)

〒901-2102 浦添市前田1004-9

☎ (098)877-0552

FAX (098)877-0553

\*相談時間\*

月～金(祝日のぞく)、9:00～17:30

### さぼーとせんたーi(あい)

〒902-0063 那覇市三原2-6-1 2階

☎ (098)987-1167

FAX (098)987-1166

\*相談時間\*

月～金(祝日含む)、9:30～18:30

### 那覇市障がい者相談支援センター すこやか

〒902-0061 那覇市古島2-14-4

那覇市障がい者福祉センター内

☎ (098)884-3872 ※FAX兼用

\*相談時間\*

月～金(祝日のぞく)、9:00～17:00

### 那覇市地域生活支援センター グッドモーニング

〒902-0077 那覇市長田1-24-27

第二長田メディカルビル

☎ (098)836-0878

FAX (098)836-2828

\*相談時間\*

月～金(祝日含む)、9:30～17:30

入居するにあたり、  
必要な支援(訪問看護、ヘルパー等)  
を提案させていただき、  
地域での生活の安定・充実を  
考えていきます。



## 転居するための確認事項

### ☐ 転居費用について

目安:  
希望住宅の家賃×3～6ヵ月  
+引越し費用



### ☐ 携帯電話 (固定電話)について

ない場合、不動産の契約がで  
きないため、早めのご契約をお  
すすめします。



### ☐ ペットについて

別途、保証金(家賃1ヵ月分程  
度)が必要になる場合があります。



## ②申請:那覇市障がい福祉課に利用の申請

障がい福祉課に利用の申請をします。申請後、翌日から1週間以内に、障がい福祉課から利用審査結果通知書が届きます。

## ③面談:受託事業者(2カ所のうち1カ所)と面談

受託事業者と事業利用前の面談をします。相談先の事業所の相談員も同席します。

株式会社レキオス

株式会社N・フィールド

(※受託事業者のサポートの内容については、裏面をご参照ください。)

## ④物件探し:希望にあった物件を探し、見学

面談後に、本人の希望にあった物件を探します。物件の見学には、相談先の事業所の相談員が同行することもできます。

※ご希望の条件に合う物件が見つからない場合は、条件の見直しのご相談をすることがあります。

## ⑤契約:物件を気に入れば、契約して、入居へ

賃貸借契約の手続きを行います。サポートが必要な方は、受託事業者や相談先の事業所の相談員が支援します。

※相談を受けてから、物件探しを行います。「今月中に住めるところを探してほしい」などの緊急対応はできませんので、あらかじめご了承ください。